

## 第5回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

### 1 開催日時

平成23年5月17日（火） 午後2時から午後2時30分まで

### 2 開催場所

第3委員会室（西館8階）

### 3 出席した委員

会長 佐野真一郎委員、会長職務代理者 伊藤博文委員、掛布喜代子委員、近藤恵子委員、鈴木孝治委員

### 4 庶務を行うため出席した職員

行政課長 杉浦康夫、行政課主幹 古池弘人、行政課長補佐 木和田治伸、行政課情報公開グループ主査 上杉裕一、行政課情報公開グループ 田中清孝、同 村田麻衣、同 近藤洋輔

### 5 説明を行うため出席した職員

長寿介護課長 伊與田逸郎、長寿介護課生きがい支援グループ主査 瀧澤宏修、長寿介護課生きがい支援グループ 阿折隆広

### 6 会議に付した事項

○個人情報の例外的取扱いについて

諮問第8号「75歳以上高齢者の安否確認調査」

- ・事務局概要説明
- ・実施機関意見陳述
- ・審議

### 7 議事概要

別紙のとおり

## 別紙 議事概要

### 1 運営審議会運営事項等について

- (1) 委員自己紹介
- (2) 会長の互選、職務代理者の指名  
会長 佐野真一郎委員、会長職務代理者 伊藤博文委員
- (3) 会議録の公開について  
公開とする。
- (4) 個人情報保護事務の仕組みと運営審議会の役割について

### 2 個人情報の例外的取扱いについて

#### ○ 75歳以上高齢者の安否確認調査

- (1) 事務局概要説明
- (2) 実施機関の説明

<概ね諮問書のとおり>

#### (3) 質疑及び審議

- ・ 75歳以上の高齢者に限定するのは何か根拠があるのか。安否確認という意味では、必ずしも75歳以上に限らなくてもよいと思われるが。  
→対象者を抽出するための情報が、一定年齢以上の高齢者を対象としている。介護保険に係るものが65歳以上、後期高齢者医療保険に係るものが75歳以上であり、この2つの情報をマッチングさせるために75歳以上とした。
- ・ 民生委員法第15条に規定される守秘義務はその身上に関する秘密を守るというものであって、業務上知り得たものを守秘するというものではないことから、これだけでは根拠として弱いようにも思われる。  
→民生委員の実際の業務では、個人情報の取扱いについては徹底をしている。
- ・ この業務で使用した書類は破棄する等指導するのか。  
→調査終了後、返還してもらう予定である。返還後、一定期間が経てば廃棄する。
- ・ そもそも、民生委員が行う調査なのか。行政が直接調査できないのか。  
→民生委員の方々は、地域に密着して活動されている。高齢者の方たちともさまざまな形で日々接触されている。今回の調査に一番適しており、ぜひご協力をお願いしたいと考えている。
- ・ 実際に所在不明であった高齢者の方の対応はどのようにするのか。  
→市が対応する。
- ・ 提供される個人情報が、住所、氏名、生年月日、性別の4項目であるが、電話番号は提供しないのか。  
→住民基本台帳上、管理できていない情報なので提供しない。

- ・介護保険及び後期高齢者医療保険の利用実績の有無は、どれくらいの期間で判断するのか。

→過去1年間である。

- ・安否確認調査自体は非常に重要なものであり、必要性が高いものだと思う。
- ・当該業務において、民生委員に個人情報を提供することを認める。ただし、個人情報を提供する際には、書面でその取扱いの注意を図るなど、情報漏洩への対策を講ずることを求める。